

工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について

1. 対象案件

建設工事に係る委託業務

2. 算定方法

最低制限価格	
測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額の 50% ①から③の合計額×1.1	設定範囲 10 分の 6 から 10 分の 8.2
建築関係建設コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額の 60% ④ 諸経費の額の 60% ①から④の合計額×1.1	設定範囲 10 分の 6 から 10 分の 8.1
土木関係建設コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額の 90% ④ 一般管理費等の額の 50% ①から④の合計額×1.1	設定範囲 10 分の 6 から 10 分の 8.1
地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額の 90% ③ 解析等調査業務費の額の 80% ④ 諸経費の額の 50% ①から④の合計額×1.1	設定範囲 3 分の 2 から 10 分の 8.5

※複数の業務が含まれる案件の設定範囲は、その案件の発注業種である業務の設定範囲が適用されます。